

小さなエリアマネジメントについて

【小さなエリアマネジメントとは】

町内会等の地域団体が、規制緩和により、公有財産（公園、広場、集会所など）の管理運営と当該財産を活用した収益活動を同時に実施することにより、公有財産の管理運営費の縮減と地域団体等の自主財源確保の両方を実現するとともに、併せて地域のにぎわいづくりも実現する取組

【例】

公園の規制緩和

- 販売行為を許可して欲しい
(フリーマーケット、オープンカフェなど)



集会所の規制緩和

- 自動販売機を設置したい
- 屋外広告看板を設置したい

道路の規制緩和

- 移動販売車やオープンカフェ等を設置して、販売行為を行ないたい

今後、小さなエリアマネジメントの運用に必要な支援を検討していきます。

取扱注意 (本資料は確定したのではなく、制度の実施を保証するものではありません。)

街区公園等を活用したにぎわいづくり制度 (小さなエリアマネジメント)の実施について(素案)

1 目的

町内会・自治会等(以下「町内会等」という。)が地域内の街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地(以下「街区公園等」という。)において営利活動等が実施できるよう、これに係る規制を緩和することにより、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化を図り、併せて、町内会等の活動財源の確保を支援する。

2 活動団体の要件

以下の「組織」及び「実績」の要件を両方満たす町内会等

組織	以下の①～③のいずれかに該当する町内会等 ① 単位町内会・自治会 ② 連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③ 公益的活動を行うことを目的とし、かつ町内会が構成員に加わる地域団体
実績	以下の①又は②のいずれかに該当する町内会等 ① 街区公園等の指定管理者 ② 「街区公園清掃等報奨金制度」適用団体

3 規制緩和の対象とする活動

町内会活動イコール「地域住民による地域密着型の公益的活動」であると捉え、①公園使用許可等の申請団体が町内会等であり、②町内会等の活動として営利活動を行い、③この活動で得た利益は全て町内会等の活動に充当すること、の3点を満たしていれば規制を緩和する。

4 規制緩和の内容

組織	実績	実施可能となる活動	
		物品販売等を 主目的とした営利活動 (例 フリーマーケット等)	自動販売機の設置
①単位町内会・自治会 ②連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ町内会が構成員に加わる地域団体	街区公園等の指定管理者	○ (公園使用許可)	○ (公園施設設置許可)
	街区公園清掃報奨金交付要綱に基づき報奨金を受けている	○ (公園使用許可)	×

()内は、許可の種類を示す。

※なお、「街区公園等を活用したにぎわいづくり制度」に基づき「物販行為等を主目的とした営利活動」及び「自動販売機の設置」を実施した場合、公園使用料は減免となる。

5 収益の扱い

上記の営利活動及び自動販売機で得た**利益(収支差額)**は、**全て町内会活動費等へ充当することをルール化する。**

6 町内会等への義務付け事項

営利活動等を実施するに当たり、当該街区公園等の美観維持のため、清掃美化に積極的に取り組む旨の努力義務を課す。

7 手続き

各区地域起こし推進課の推薦状(副申書)に基づき、公園使用許可等の担当課(各区維持管理課)が使用許可等を行う。